

「社会福祉の人間観と潜在能力アプローチ」

岩 崎 晋 也

〔要約〕

社会福祉は、福祉国家成立以降、その対象を国民全般と規定してきた。しかし一般国民を前提にシステムを構築した結果、従来対象としてきた、児童、障害を有している人を、平均的な市民に対する例外的存在として、原理的に位置づけることになった。つまり、社会福祉における自由や平等、公正といった基本原理を語る場合は、平均的な市民を前提としてその原理を構築し、例外的な存在については、可能であれば拡大解釈をし、できなければ異なる原理を適用してきたと思われる。だが、これらに人々を本当に例外的な存在として扱わなければならないのか、平均・例外という二分化された人間観は所与のものなのか、という点について、社会福祉の領域で十分な検討がなされてきたとは思われない。

本稿は、社会福祉における統合的な人間観の構築という視点に立ち、近年多様な領域で注目されているセンの「潜在能力」アプローチの意義と課題を検討した。特に、検討すべき点として、これまで選択能力の制限から自由を行使する資格がないと見なされてきた知的・精神的障害者等の問題をとりあげ、健常者を含めて、選択する能力自体を、「機能」の評価をする際の可変的要素としてとりあげることの必要性を提示した。

〔キーワード〕

潜在能力・機能・自由・社会福祉理論

1.はじめに

インド出身の経済学・哲学者であるアマルティア・センは、1980年 'Equality of What?' という論文でニーズを「基本的潜在能力(basic capability)」と解釈することを提案した (Sen,1980) ¹⁾。その後センは、「潜在能力」アプローチを、福祉(well-being)、貧困、自由(liberty and freedom)、生活水準と開発、ジェンダーバイアスと性的分業、正義と社会倫理といった社会問題を分析する際にも活用し、その応用範囲を広げている²⁾。

このように、多様な社会問題を分析する概念として展開している「潜在能力」アプローチとはいかなる概念であろうか。一言で言えば、多様な環境・個体条件にある個々人を、実際にその人が何をなしえるのかに着目して捉える概念であると言えよう。

たとえば、権利義務関係といった形式的な資格で人をとらえることは、法の下での平等を守る上では重要であるが、その者の多様な環境・個体条件の多くを捨象しなければならない。また、満足や自己実現といった主観的感情や評価で人をとらえることは、個人の主体性の重視という点では重要であるが、平等の観点から社会が個人に対してどれだけコミットメントすることが公正なのか、という問いに答えることを困難にしてしまうだろう。これに対して、「潜在能力」アプローチは、個々の多様性を捨象することなく、また相対主義に陥り相互比較を困難にすることもなく、人の置かれている状態を評価できるアプローチであるといえる。

社会福祉という立場から、対象をどの側面から捉えるのかという問題を考えるとき、この「潜在能力」アプローチは、他のアプローチにない魅力を有していると考えられる。というのは、社会福祉は「大量生産的サービスを高度に個別化された成果として分配するか」(Marshall, 1975) という問題を常に抱えており、抽象的・形式的な個のとらえかたと、具体的・個別的な個のとらえかたの、いずれの極に組みすることもできずに、独自の個のとらえ方(人間観)を模索し続けてきたと言えよう。この点で、センの「潜在能力」アプローチは両極の中間に位置するものであり、社会福祉の人間観として十分に検討するに値す

るものと思われる。

そこで本稿では、この「潜在能力」アプローチを紹介するとともに、社会福祉の基本的な人間観として、このアプローチを措定することの意義と、その際検討すべき課題を論ずるものである。

2. センの「潜在能力」アプローチ

(1) 財アプローチと効用アプローチ

センの「潜在能力(capability)アプローチ」は、対象となる人の福祉(well-being)という側面を評価する際に、何を情報のベースとして評価すればよいかをまず明らかにしている。

人がどれだけの福祉(well-being)の水準を達成しているかを評価する既存の方法としては、二つの大きなアプローチがある。一つは、その人がどれだけ財を有しているのかに着目するアプローチ (ex.ベーシックニードやロールズの基本財など) であり、もう一つは、その人の幸福や欲望充足に着目した効用アプローチである。しかし、センはそのいずれも不適切なアプローチであると論じている (Sen, 1985a; 1985b; 1987)。

まず財に着目したアプローチについては、確かに、人は財の特性を利用して福祉(well-being)を実現する。しかし「財貨の支配は福祉という目的のための『手段』であって、それ自体としては目的になり難い」。財貨を目的とすることは、「豊かさ」と福祉(well-being)の混同であり、「物神崇拜」の落とし穴にはまるものである。例えば「あるひとが栄養の摂取を困難にするような寄生虫性の病気をもっていれば、他のひとからみれば十分過ぎるほどの食物を消費しえたとしても、彼／彼女は栄養不良に苦しむかもしれない」と述べている。

そして効用に着目したアプローチについては、確かに、苦痛や悲嘆に明け暮れていたり、欲求不満に常に陥っている人が福祉(well-being)を実現しているとはいえない。しかし効用という心理的反応は、「実現可能性」や「現実的な見通し」によって影響を受けるものである。たとえば「食物に欠乏し栄養不良であり、家もなく病いに伏せる人ですら、彼／彼女が『現実的』な欲望をもち、

僅かな施しにも喜びを感じるような習性を身につけているならば、幸福や欲望充足の次元では高い位置にいることが可能」となってしまう(「物理的条件の無視」)。さらに効用は、主観的なものではあるが、感情に関わるものであり、知的な活動である評価とはいえない。感情のみを情報のベースにして、僅かな施しにも喜びを感じた場合でも福祉(well-being)が実現されていると判断することは、その人の「ある種の生き方を他の生き方と比較して評価しようとする知的活動」を無視していることに他ならない(「評価の無視」と論じている。

(2) 「機能」

このようにセンは、財と効用のいずれを情報のベースとして人の福祉(well-being)を評価することも不適切であると論じた上で、新たに「機能(functionings)」という概念を提起している。

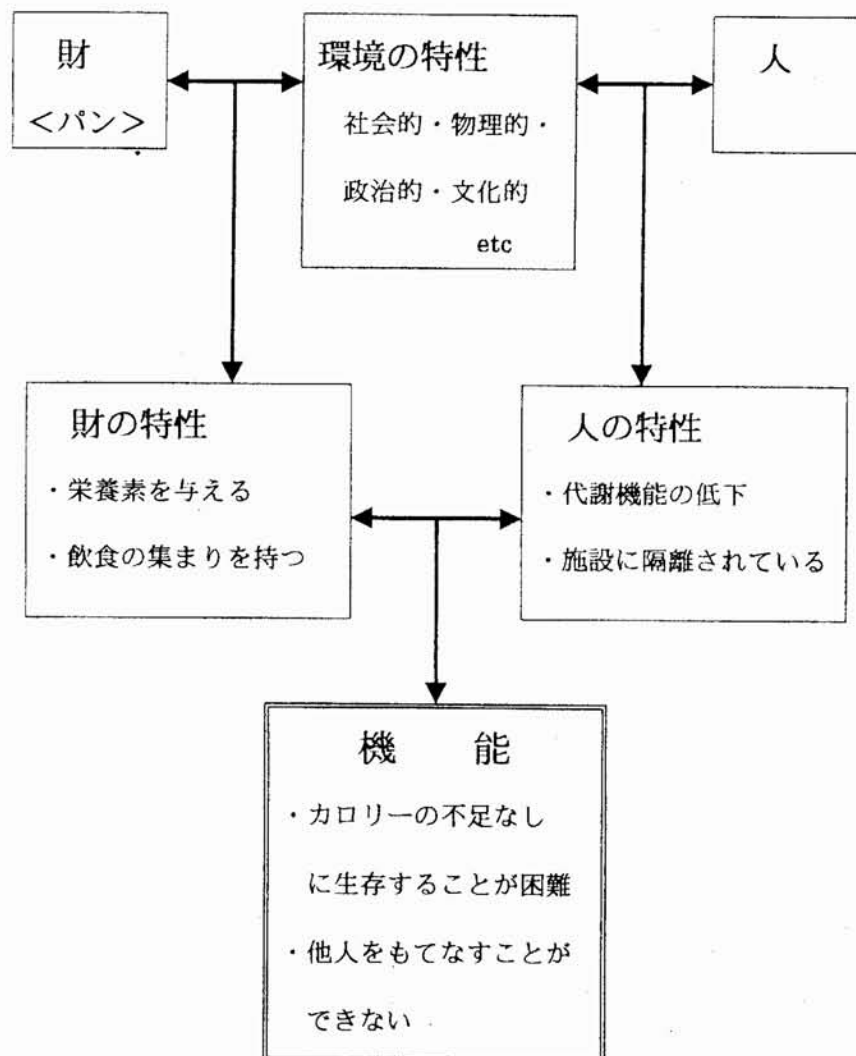
センの定義によれば、「機能」とは、「彼/彼女の所有する財とその特性を用いてひとはなにをなしうるのか」を意味している。財は、その財が存在する(社会的・政治的・文化的・物理的etc.)環境に規定される特性を有している。例えば、パンという財は、栄養素を与えることや、一緒に飲食する集まりを可能にするという特性を有している。そのパンという財の特性を用いて、人は、カロリーの不足なしに生存することや、他人をもてなすことなどを、実際になしえるのである。この実際になしえることをセンは「機能」と呼んだ。

もし財の特性の水準が、それを用いる人の「機能」の水準に比例するのであれば、ことさら「機能」という概念を提起する必要性は薄い。しかし、一定の財の特性の水準によって実現できる「機能」の水準は、それを用いる人のおかれている状況によって大きく異なると言わざるを得ない。先のパンの例で言えば、二人の異なる個人が、同一量のパンによって、同一レベルの「機能」を実現できるとは限らない。そうした個体の差異にもとづく人の特性の他にも、たとえば施設に隔離収容されている障害者は、栄養素という点では他の人と同程度の食料を与えられていたとしても、他人をもてなすという「機能」を実現できないように、環境の差異に規定される人の特性の違いによっても、実現できる「機能」の水準は異なるのである。

つまり、人が財を用いて実現できる「機能」の水準は、財の特性と人の特性の相互作用によって決定されるのである。この関係を図示すれば図1の様になる。

そして人が財の特性を用いて実現した「機能」の水準は、効用の水準とも比例しない。仮に効用を満足ととらえてみた場合、実現された「機能」の水準によってその人が満足できるかどうかは、その人の置かれている物理的条件や価値観によって大きく異なるからである。

図1 「機能」とは何かーパンを例にとった場合



よって「機能」とは、財の所有とも、効用とも、同一視することはできず、その両者の中間に位置するものということができる。

(3) 「潜在能力」

だが、上述のように「機能」という概念を提起するだけでは、評価する際の情報のベースをどこに設定するのかという領域を規定したに過ぎず、その領域をいかなる目的に基づいて評価するのかという問題が残される。たとえばキャビアを食べることによってもたらされる「機能」、特定の銘柄のスポーツシューズを使うことによってもたらされる「機能」など、多様な、そして大多数の人にとってはほとんど重要性を持たない「機能」も同定することができる。

そこで、その人にとって実現可能な多様な「機能」の内、評価する目的に照らして、関係する「機能」の束を「潜在能力(capability)」とセンは呼んだ³⁾。たとえば、開発途上国の極貧を評価する場合は、良好な栄養状態・住居を確保できるか、避けられる疾病や早すぎる死を回避できるか、といった比較的少数で重要な「機能」によって構成される基本的な「潜在能力」を措定できる⁴⁾。しかし、人の福祉(well-being)を評価目的とする場合には、こうした基本的な「機能」の他に、自尊感情の達成や、社会的に統合されていること、といった、より複雑な「機能」の束を内容とする「潜在能力」を評価する必要があるのである(Sen. 1993)。

「機能」の束を、あえて異なる用語である「潜在能力」に置き換えていることには、意味がある。それは、人の福祉(well-being)を評価する場合の自由という要素の重要性に関係している。

「機能」を、ひとが実際になしえた状態または行為ととらえた場合には、その実際になしえた「機能」の束によって「潜在能力」は構成される。しかしこのように実際になしえた「機能」にのみ着目するだけでは、人の福祉(well-being)を評価する場合に不十分な場合がある。というのは、本人にとって実現可能ないくつかの「機能」の選択肢の中から、ある「機能」を達成した場合と、それしか選択できる「機能」がなかった場合とでは、結果として達成された「機能」は同じであっても、後者の方がその人の福祉(well-being)の水準は低いと評価できるからである。たとえば、在宅高齢者が、結果として施設への入所を選択したとしても、他の在宅を支えるサービスがあつて施設を選択した場合と、施設への入所しか選択肢がなかった場合とでは、選択した結果は同じで

あっても、その人の福祉(well-being)の水準は後者の方が低いということがいえる。そこでセンは、選択肢の数や内容を考慮した「機能」の定義を、「洗練された『機能』(refined functionings)」と呼び(Sen. 1985a; 1993)、こうして「機能」の概念に自由(選択)という要素を組み入れたのである。

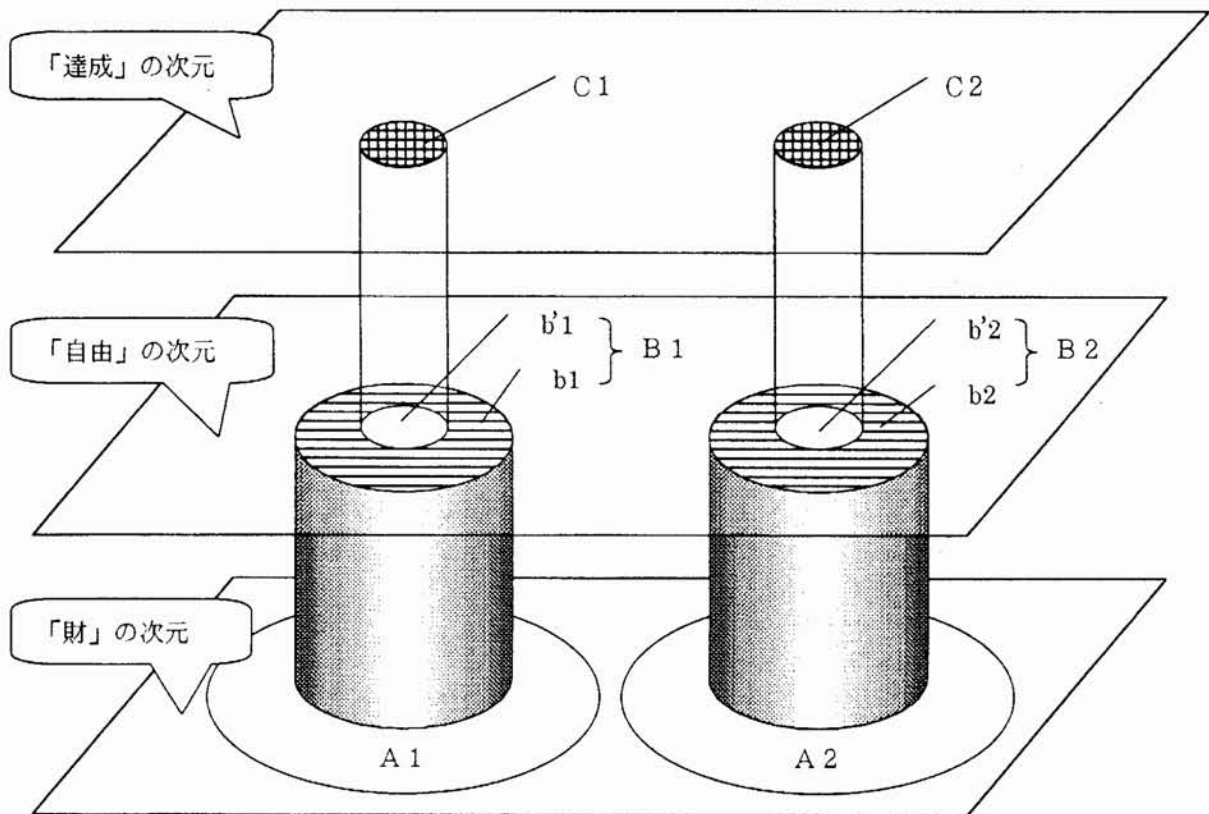
だが、このように「機能」の概念を洗練させたとしても、(選択した上で)実際になしえたこと「達成」と、なしえる可能性があること「自由」には、大きな違いがあり、後者を評価することの方がより重要な場合がありうる。たとえば、分別のある大人同士であれば、実際に分配された社会資源を利用して、どれだけ人の福祉に関する機能が達成できたかを評価するよりも、その機能を実現する自由度を評価する方が望ましい。なぜなら主体の自由な選択の結果として利用せずに、人の福祉(well-being)の達成の点で、他者と違いがでたとしても、それは不公平とはいえないからである。よって人の福祉という観点から社会資源の分配を評価する場合には、「福祉的達成(well-being achievement)」よりも「福祉的自由(well-being freedom)」を評価する方が望ましいとセンは主張している(Sen. 1985a; 1993)。そして「福祉的自由」を評価する場合の「潜在能力」は、実際にどの「機能」が選択されるかは別にして、選択可能な「機能」の束によって構成されることになる⁵⁾。

この意味において、「潜在能力」という概念は、単に「機能」の束という意味合いを越えて、「自由」という側面をより強調し、付与した概念としてセンは提起したのである。

この実際になしえたこと(「達成」)となしえる可能性があること(「自由」)の関係、および「機能」と「潜在能力」の関係を整理すると、図2のようになると思われる。

まず一番下の「財」の次元でとらえると、A1, A2といった領域は、個々の財の特性を表している。しかし人は、その財の特性をすべて生かし切る条件にあるとは限らない。この財の特性と人の特性の相互作用によって、その人が実現可能な「機能」の幅が限定される。それが「自由」の次元でとらえられるB1, B2などである。さらに、その実現可能な「機能」の選択肢の中から実際の選択という要素が加わって達成された「機能」が、C1, C2であり、そ

図2 「潜在能力」と「機能」及び「達成」と「自由」の関係性



- | | |
|------------------------|-----------------------|
| A 1, A 2 | 財の特性 |
| B 1, B 2 | 財の特性を用いて実現しうる可能性のある機能 |
| C 1, C 2 | 実際に選択された機能 |
| b'1, b'2 | 洗練された機能 |
| A 1+A 2+A _n | 形式的に利用可能な財の集合 |
| B 1+B 2+B _n | (広義の) 潜在能力 |
| C 1+C 2+C _n | 潜在能力の基礎的評価 |

これは「達成」の次元でとらえられるものである。

また「洗練された機能」とは、C 1, C 2といった実際に選択された「機能」を「自由」の次元に投射し (b'1, b'2)、選択可能ではあるが実際に選択されなかった「機能」 (b1, b2) との関係性においてとらえることを意味している。そして、A 1, A 2, A_n (nは財の個数) といった個々の財の特性の集合は、その人が形式的に利用可能な財の集合をあらわしており、B 1, B 2, B_n といった実現可能な「機能」の集合が (広義の) 「潜在能力」をあらわし、C 1, C 2, C_n といった実際に達成された「機能」の集合は、「潜在能力」の特殊な評価例 (基礎的評価 elementary evaluation) (Sen, 1993) を表しているのである。

3. 「潜在能力アプローチ」の意義

(1) 近代市民社会が有している人間観の問題点

このように、人の福祉(well-being)を「機能」や「潜在能力」でとらえる「潜在能力アプローチ」は、社会福祉にとっていかなる意義を有しているのだろうか。

基本的に近代の人間観は、その人の地位・身分・階級という属性から個を解放して、市民という資格において自由であり平等であるということを出発点としている。確かに、このように個体の特異性を捨象して抽象的に個をとらえることは、形式的な機会の平等の正当性を主張し、多くの形式的不平等を社会問題化する力を有していた。しかし、そのことは同時に、貧しき者も富める者と、能力の低い者も能力の高い者と、同一のスタートライン上から競争することを意味し、自由な競争と言いながら常に富める者や能力の高い者のみが競争の果実を獲得し、実質的な不平等を固定化し拡大する側面も有していた。

同一のスタートライン上から競争することが、結果としての不平等の固定化・拡大化することを改善しようとする場合、一つの解決策は、競争の結果得られた果実の多寡に着目し、結果としての不平等を縮小するように介入することが考えられる。

しかしこの様に競争の結果の平等性にのみ着目することは、個々人の競争の過程における主体的で自由な営為を捨象する危険性が生じる。

そこで、個々のおかれている状況の不平等性と個々人の自由な営為を調和させる解決策として、スタートラインに立つ者の条件に着目することが考えられる。つまり、その条件の不平等を縮小させるために国家は働きかけるが、一定の競争条件の平等がかなえられた上での結果としての不平等は容認するという考え方である。

こうした修正自由主義的な思想家の代表格としては、19世紀末から20世紀初頭においてイギリスで活躍したホブハウスがあげられる。ホブハウスはその代表的な著作である『自由主義』(Hobhouse, 1911)において、平均的で健全な市民

は、市民自らが能力を発揮しうる条件を国家が整えさえすれば、十分に人格発達（自己実現）しうるものであり、そうした発達条件の整備は国家の義務であると主張している。確かにこのように、平均的な人間が市民権を十全に行使できる条件整備までは国家の責任であり、その条件を生かすかどうかは個人の責任であると区別することは、結果としての平等論を明確に排除し資本主義との整合性を保ちながら、実質的な市民権を享受しうる主体を拡大する理論的基盤を提供したといえる。

しかし、ホブハウスが考えた条件は、平均的な人間を想定してあくまで強制的な均一性によって保障できる平等な条件であり、条件を利用する個体の側の差異は考慮されない。この意味において、この条件を利用して競争のスタートラインに立てる「平均的な」市民と、均一な条件の提供だけでは同等のスタートラインに立てない「平均的でない」非市民とに、実質的に人間を二分化する要素を有しているのである。

ホブハウス自身、後者の人々は、人口の一定割合存在することを認めており、彼の「自由原理」の対象にはならないと述べている。「自由原理」から除外された人に対しては、異なる原理を適用すべきであるとして、道徳的逸脱者（たとえばフリーライダーなど）に対する「刑罰的訓練(punitive discipline)」、知的・精神的障害者に対する「介護(life-long care)」、知的・道徳的に問題のない身体障害者に対する「公私の慈善(private and public charity)」を提唱した。

ホブハウスの『自由原理』に見られた、人間を平均的な市民とそうでない者に二分化する人間観は、現代の福祉国家においても大きな影響を持ち続けているのではないだろうか。

たとえば福祉国家設立以前は、社会の周辺に追いやられていた貧困者や障害者といった特定の層のみを社会福祉は対象としてきたが、設立後はナショナルミニマムや予防的福祉、ニードという概念のもとに、その対象を国民一般に広げたと一般に説明されている。しかし実際には、福祉国家というシステムによって、市民権を享受しうる対象者は増えたものの、常に例外となる者を生み出してきた。その例外となった者は、実質的に市民権を享受できないか、制限された市民権しか享受できなかった⁶⁾。

特に、主体の意思がどこまで尊重されるのかと言う「自由」という問題では、社会福祉のパターナリズム性との関係において必ずしも明確な原理的な位置づけがなされてこなかったのではないか⁷⁾。たとえば障害者や児童の主体的な意志を尊重することの価値は、年々強調されてきているが、その尊重は国民一般（平均的な市民）と同一の原理に基づくのか、そして仮に同一の原理とするならばそれはいかなる原理なのかが、必ずしも明らかにされてこなかった。単に理念的に、これらの者も自己決定の主体であるとか、同一の人権を有していると宣言するだけでは問題の解決にはならない。「平均的でない」彼らの置かれている環境や個体の「特異性」にどう配慮するのか検討されなければならない。そしてその配慮は、「平均的でない」人々にのみ適用される特殊な原理であっては、基本的な二分化された人間観を克服できないのである。もちろん単に不平等の解消のみに着目するならば、結果としての平等を追求することによって解決可能である。しかしそれでは主体の自由という要素を捨象してしまう問題点があるのは上述の通りである。

(2) 「潜在能力」アプローチの人間観

この困難な問題に対して、結果としての平等という枠組みを使わず、主体の自由という要素に十分配慮しながら、一定の解決の枠組みを提供しているのが、センの「潜在能力」アプローチといえる。

まず、「機能」という概念を使うことによって、個々人の置かれている環境的・個人的差異を考慮した上で、そのひとの実際の状態やなしえていることを評価することを可能にした。その結果、上述の平均的でない市民にも、他の平均的な市民と同じ概念装置を使って、評価することができるのである。

さらに、「潜在能力」という概念を使うことによって、人の福祉にとって重要な自由という要素をとりこみ、実際にその人がどの程度の「福祉的達成」をなしえているかを問うだけではなく、その人がどの程度の「福祉的自由」を有しているかという評価を可能にした。その結果、社会的サービスや資源分配の公平さを見る場合、この「福祉的自由」を評価することによって、その対象者が環境的・個体的差異において平均的であるかに関わらず、その人の福祉を達

成する上での実質的な条件の平等を問うことを可能にした。

つまりセンは、自由という観点から結果ではなくスタートラインに着目して、そのスタートラインにおける条件の平等を図った点ではホブハウスらと変わりがない。しかしホブハウスがその条件を平均的な市民を想定して一律的に提供しようとしたのに対して、センは「機能」という評価領域を設定し、人の福祉(well-being)という評価目的に関わる「機能」の束—「潜在能力」の平等を評価することによって、条件を一律的でなく個々の環境的・個体的差異も考慮して提供することを可能にしたのである。

社会福祉は、個々人の環境的・個体的差異を大切にし、個別の生活問題を援助する一方で、権利義務関係に象徴される匿名的・形式的な人間観を前提とする法制度を援助手段の一つとして利用してきた。この二つの人間観の乖離を調整する一つの方法が「裁量」であった。マーシャルは、「どのような給付であれサービスであれ、真に特定の個々のニーズを満足させるよう企画されたものは、大抵の場合裁量という要素を含んでいなければならないのである。と言うことは、個々のケースにおけるニーズと、その対応に最も適した手段の査定は、個別的な判断という行為を伴うのである。」(Marshall, 1965)と述べている⁸⁾。

「裁量」が、二つの異なる人間観をつなぐ一つの方法であるのに対して、センの「潜在能力」アプローチは、個別的な要素を考慮しながら他者との比較可能な基準を設定することを可能にすることによって、この二つの人間観を統合する新たな人間観を提供している。この点で「潜在能力」アプローチは、社会福祉が前提とする人間観となりうる可能性を示していると考ええる。

4. 「潜在能力アプローチ」の問題点

しかし、センの「潜在能力アプローチ」は、セン自身が認めるように理論的に詰め切れていない点もあり、いくつかの問題点を抱えている。

まず、「潜在能力」のリスト及び項目の重み付けは、誰がどういう観点から決めるのかという問題がある。

サムナー(Sumner, 1996)は、センの人の福祉の「潜在能力」に対するリストに

何を入れて何を入れないのか、つまり自らの福祉に対する価値によって個々人が決めるのか、社会的な標準によって決まるのかが、明らかになっていないと論じている。もし前者だとすると、センが主観的であるといつて退けた功利主義の問題点が自らに返ってくることになるし、もし後者なら、個人の価値が反映される要素（自由という要素）が少なくなるばかりか、「人間の機能に対する客観的で規範的な判断」をセンは示さなければならないと指摘している⁹⁾。

しかしセンは、たとえばアリストテレス学派のヌスバウムの「人間の善き生に寄与するための客観的で規範的な機能のリストを作成する」という提案に対して、決定的な反対はしないものの、人間の本質的な見方を特定しすぎることになるのではという危惧を表明している(Sen, 1993)。確かに、ヌスバウムの主張する客観的で規範的なリストが一人歩きすると、「その規範にそぐわない価値を有している個人の選択は、その人の善き生をもたらさないので、その人の真の選択ではない、よって真の規範に照らして本人以外の者が本人のために選択をする」という、パターンリズムの問題が起きる危険性が発生する。センは功利主義を批判する理由の一つに、パターンリズムの問題性を取り上げており、簡単にはヌスバウムの主張に同意する訳にはいかないとと思われる。

センは、個人の評価によるのか、社会的標準による評価なのかという問題については、いずれの評価が優れているかは、評価の内容と目的によって異なるとしながらも、もし社会的標準が広く個々人に共有されているのなら、両者の評価はそれほど異なるものにはならないであろうと述べている(Sen, 1987)。さらに、なぜ特定の規範に従ってリストを完成させないかという問題に対しては、全ての人の同意を仮定した完全な価値の序列を設定しなくても、個々人の評価序列の一致する部分を取り出し、その部分序列の範囲で評価しても「潜在能力」アプローチは実質的な意味を持てると論じている(Sen, 1985b; 1993)。

仮にこうしたセンの主張に同意したとしても、共通する部分序列の形成にすべての人が参加できるのかという問題が残る。この問題は、「潜在能力」アプローチの重要な構成要素である「自由」を行使しうる資格という問題と深く関わっている。

コーエン(Cohen, 1993)は、センが財と効用の中間領域に着目したことは正し

いが、それを評価する際に自由という要素を付け加えたことによって概念上の混乱をもたらしていると主張している。コーエンは自由の重要性に疑問を投げかける例として、赤ん坊は自らの主体的な選択で食べたり、飲んだり、着たりするわけではないが、食物や衣類という財の特性によって利益を得ている例や、自ら害虫駆除を主体的に行わなくても、殺虫剤という財が直接的に望ましい状態をもたらす例をあげている。コーエンはこれらの点から、「潜在能力」に変わって「ミッドフェア (midfare)」という概念を提案している¹⁰⁾。

コーエンの主張の根底には、センが主体の自由な選択という要素を過大視しすぎることに對する懐疑がある。もし真の自由な選択というものがなければ(または、もしくはそれを過大視しすぎることに問題があるのであれば)、「福祉的自由」の平等を問題にするより、「好機へのアクセス(access to advantage)」の平等を問うべきだと主張するのである。つまり実際にその好機へのアクセスが主体の自由な選択行為であるかは別として、結果としてアクセスできることを問題にしている。

5.おわりに

マーシャルは「福祉サービスは人々を幸福にすることとして乗り出すことはできない。それは僭越なことであるからである。しかし、客観的に測定し得る様な改善を生み出すために状況をうまくやりくりすることはできるし、個人と環境とが影響を与え合う部分に着目し、両者を考慮に入れることによって、状況に対する個人の対応を変化させることもできる」(Marshall,1966)と述べており、社会福祉は、ある意味でセンのいう「機能」の部分に着目し続けてきたと言えよう。

しかし福祉国家以後に登場した平均的な人間観を所与のものとしたため、「裁量」という権利義務関係では規定できない特殊な方法を使い、集合的サービスを個別具体的な問題の解決に役立たせてきた。このことは、単に社会保障などの平均的集合的なサービスが現実にあるから、それを前提としてきたという意味以上に、自由・平等という近代の理念から見た場合、平均的な人間観が

有する正当性に十分な反駁ができなかったということを意味しているのではないだろうか。その結果、社会福祉は、「平均的」「例外的」という二分化された人間観を引きずりながら、その対象を国民全般に広げたため、原理的に、自由な意思と結果に対する自己責任を前提とする「契約型」のサービスと、自由原理を適用除外した他者からのパターンリスティックな介入という「保護型」のサービスに分裂する危険性を常に有し続けてきたのである。

これに対してセンの「潜在能力」アプローチは、「平均的」「例外的」の区別なく、すべての人間を対象として、「機能」そして「潜在能力」に着目することが、自由・平等という近代の理念からいっても、正当であり公正であることを強く主張している。もしこの主張に正当性が認められるのならば、社会福祉にとどまらず、社会サービス全般に共通する、統合的な人間観となりうる可能性があるといえよう。

しかし、センのアプローチを採用したとしても、統合的な人間観に発展させるためには、「自由」「選択」をめぐる困難な問題が残っている。特にコーエンが投げかけた自由の意義に対する疑問に対して、自由の有資格性の問題を持ち出して答えようとする、逆に新たな二分法を生み出す危険性を有しているのである。

これまで自由な選択を問題とする際には、個々の選択する能力、そしてその結果を引き受ける責任能力、つまり自由を行使する資格がよく問題とされてきた。こうした自由の有資格性をめぐる議論は、個人の能力の問題に還元され、必ず資格を持つものと持たないものの区別を生み出すこととなる。実際、セン自身も、主体としての自由という問題は、主体としての責任の問題と関係している、意思能力が十分に発達していない児童や、その能力に障害を有している知的・精神的障害を有する人の場合、「福祉的自由」よりも「福祉的達成」が重要になると述べている (Sen, 1985a, 1993)。

だが、ここで改めて考えなければならないのは以下の点である。第一に、センが自由という要素を重視したのは、個々人の福祉(well-being)の構成要素として重要であると考えたからであり、その重要性は、選択する能力に制限のある児童や障害者であっても変わりはないという点である。そして第二に、仮に選

択する能力に制限がないとしても、その選択行為や結果に対する責任を完全に個人の単独事項と見なすことはできないのではないかという点である。たとえば、尊厳死、堕胎、臓器提供といった問題について、現代社会は個人の単独事項として全面的な自由な選択を認めてはいない。

それでは、人にとっての自由の重要性と、単独行為としての自由に対する懐疑を、両立させるためにはどうしたらよいのだろうか。

もともとセンが主張する「機能」(より正確には「洗練された機能」という概念は、単に提示されている選択肢から選んで実現された状態という意味以上に、選択するものにとっての選択肢個々の実現可能性をも問う概念である。だが、そうした実現可能性は、人の有する多様な選択能力およびそれに影響する財の特性によっても大きな影響を受けるのである。この能力差は障害者と健常者の間のみならず、健常者と呼ばれている人同士の間にも存在するのである。とすれば、人の「機能」を評価する場合は、選択能力を固定値と規定するのではなく、選択能力の可変性を認め、変数に加える必要がある。

この場合、選択能力は、個体の特性と財の特性の相互作用により決定されると考えられる。そしてこの能力を高めるためには、単に教育などの方法で個体の一般的な選択能力を高めるだけでなく、多様な財の開発(選択の過程に対する援助サービスなど)も考えることが必要になる。

もし選択を単に個々人の単独行為と見るのではなく、決定の過程に関わる他者の存在性を前提とした、相互関係性の中の行為として捉え直すことができれば、その結果に対する帰責性の問題も、それに応じて再考されなければならないだろう。

こうした検討を通して、センの提起した「潜在能力」アプローチをさらに深化させ、児童・障害者・老人も含めて多様な環境・個体条件にある個を、同一のアプローチで理解することが可能になれば、社会福祉における自由・平等・公正といった問題を検討する際に、有力な視点一人間観になりうると考える。

追記

筆者が、障害者施設にいた頃から抱き続けてきた問題意識を、社会福祉の原理論の問題にまで導き、ご教示くださった小林先生・岩田先生に、深く感謝いたします。

注

- 1) ニード概念の検討において、タウンゼントの相対的剥奪とセンの潜在能力アプローチを比較検討したものとしては、山森(1997)を参照。
- 2) 潜在能力アプローチを利用したこれらの文献は、Sen(1993)を参照。また障害を構造的にとらえた場合、そのハンディキャップをとらえる視点に「潜在能力」アプローチの応用を検討したものとしては、拙稿(1997b)を参照。
- 3) Capabilityの訳は、他の訳(Sen, 1980; 1985bの邦訳)に従い「潜在能力」としたが、潜在能力という用語は、日常的には個体や財の個々の能力を意味し、センが定義するそれらの相互作用によってもたらされるというニュアンスは伝わりにくい。他の訳としては、単に「能力」と訳したもの(UNDP, 1997の邦訳)や、「生き方の幅」という訳の紹介がなされている(山森, 1997)。また原語のCapabilityという用語自体も、セン自身が適切なイメージを与えていないと考えており、他に適切な用語が見つければ変更することをいとわないと述べている(Sen, 1993)。
- 4) デザイは、貧困測定するための5つの具体的な潜在能力を提案している(Desai, 1995)。またUNDP(国連開発計画)は、貧困や人間開発の捉え方においてセンの「潜在能力」アプローチの影響を受けている。UNDPは人間開発指標(HDI)を開発し、この指標に基づいた各国の測定結果を年次報告に掲載している(UNDP, 1997)。ただしこの人間開発指標がセンの潜在能力アプローチを生かし切れていないという絵所の批判がある(絵所, 1996)。
- 5) ただし、この人の「福祉的自由」は、いわゆる「機会の平等」とは異なる。両者は、機会という自由を有している点では、共通であるが、潜在能力アプローチの場合は、環境と個体の相互関係において、その機会を実質的に利用できる可能性があるのか、それを利用した場合にどの程度の「機能」が実現できるのかということまで考慮しており、この点に大きな違いがある。
- 6) 特に障害者が、実質的に市民権の対象から排除されてきた点については、Oliver(1996)、O'Sheaら(1996)を参照。
- 7) 社会福祉と自由原理との関係性については、拙稿(1996; 1997a)を参照。
- 8) 「裁量」が官僚制と結びつくと、異議申し立ての権利があいまいなまま、機械的に

判断されてしまう危険性を有している。これらの危険性については、マーシャルの「福祉に対する権利」追論 (Marshall, 1981) を参照。仮に「潜在能力アプローチ」を採用しても、すべての判断から「裁量」的要素を排除することは困難である。たとえば分配できる財の総量が、全員の基本的潜在能力を満たすことができない場合や、人の福祉(well-being)以外の目的 (センはこうした側面を well-being aspect と区別して agency aspect と呼び、自らの高給をなげうち well-being aspect を低下させても、献身的に途上国で働くことによって agency-aspect を向上させる例をあげている) (Sen, 1985a; 1992; 1993) の実現に対して、社会福祉サービスがどこまで関わるのか問われる場合があり得るからである。

- 9) 佐藤(1997)は、センの潜在能力アプローチを、開発援助における生活水準の指標とすることを検討し、その問題として、潜在能力を集計に関わる問題と、この誰がリストを選ぶのかという問題を提起している。
- 10) コーエンの説明によれば、財が人にとって多様なものである様に、「ミッドフェア」自体も複合的な概念であるとしている。①潜在能力を与える、②潜在能力の実行を通して財が価値のある活動の実施や望ましい状態の達成に貢献する、③恩恵を受ける人の潜在能力の実行なしに、財が直接的に望ましい状態を引き起こす。これらの複合をミッドフェアととらえる時、潜在能力はミッドフェアの一部となる、と述べている。

文献

- Cohen, G. A. (1993) Equality of What? On Welfare, Goods, and Capability, in Nussbaum, M. C. & Sen, A. K. (eds.). *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press
- Desai, M. (1995) 'Poverty and capability : towards an empirically implementable measure', *Poverty, Famine and Economic Development*. Aldershot: Edward Elgar
- 絵所秀紀 (1996) 「ケーバビリティ・アプローチと『人間開発』」『経済セミナー』 Vol.503 pp.96-105.
- Hobhouse. L. T. (1911) *Liberalism*: London.
- 岩崎晋也 (1996) 「社会福祉における社会と個人の価値対立の問題について—岡村理論と三浦理論の批判的検討」『人文学報』 No. 272 pp.57-74.

- 岩崎晋也 (1997a) 「社会福祉と自由原理の関係性について—J.S.ミル・L.T.ホブハウ
ス・A.センの比較検討—」『社会福祉学』 Vol. 38 (1) pp.45-64.
- 岩崎晋也 (1997b) 「ハンディキャップ状況をどのように評価すればよいか?—アマル
ティア・センのケーパビリティ理論の適用可能性」『精神障害とリハビリテー
ション』 Vol.1 (2) pp.102-107
- Marshall, T. H. (1965) 'The Right to Welfare', *The Sociological Review*, Vol. 13 (3), reprinted in
Marshall (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*. London: Heinemann Educational
Books. pp.83-94. (岡田藤太郎訳[1989]「福祉に対する権利」『福祉国家・福祉社
会の基礎理論』相川書房. 東京)
- Marshall, T. H. (1966) 'Welfare in the Context of Social Policy', in Morgan J. S. (ed.). *Welfare and
Wisdom*, reprinted in Marshall (1981) *The Right to Welfare and Other Essays*. London:
Heinemann Educational Books. pp.67-82. (岡田藤太郎訳[1989]「社会(福祉)政策
における福祉」『福祉国家・福祉社会の基礎理論』相川書房. 東京)
- Marshall, T. H. (1975) *Social Policy in the Twentieth Century 4th ed.* London: Hutchinson. (岡田
藤太郎訳[1990]『社会(福祉)政策—二十世紀における』相川書房. 東京)
- Marshall, T. H. (1981) 'Afterthought on "The Right to Welfare"', *The Right to Welfare and Other
Essays*. London: Heinemann Educational Books. pp.95-103. (岡田藤太郎訳[1989]「福
祉に対する権利追論」『福祉国家・福祉社会の基礎理論』相川書房. 東京)
- Oliver, M. (1996) *Understanding Disability*. London: Macmillan Press.
- O'Shea, E. and Kennelly, B. (1996) 'The economics of independent living : efficiency, equity and
ethics', *International Journal of Rehabilitation Research* 19 pp.13-26.
- 佐藤仁 (1997) 「開発援助における生活水準の評価—アマルティア・センの方法とその
批判—」『アジア研究』 Vol.43 (3) pp.1-31
- Sen, A. K. (1980). 'Equality of What?', in McMurrin, S. M. (ed.) *The Tanner Lectures on Human
Values*, Vol.1, Cambridge: Cambridge University Press. (大庭健・川本隆史訳[1989]
「何の平等か?」『合理的な愚か者』勁草書房. 東京)
- Sen, A. K. (1985a). 'Well-being, agency and freedom: The Dewey lectures 1984', *The Journal of
Philosophy* 82 (4) pp.169-221.
- Sen, A. K. (1985b). *Commodities and Capabilities*. Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳

[1988]『福祉の経済学』岩波書店. 東京)

Sen, A. K. (1987) *The Standard of Living*. Cambridge: Cambridge University Press.

Sen, A. K. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press

Sen, A. K. (1993) Capability and Well-being , in Nussbaum, M. C. & Sen, A. K. (eds.). *The Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press

Sumner, L. W. (1996) *Welfare, Happiness, and Ethics*: Oxford: Clarendon Press.

UNDP (1997) *Human Development Report 1997*, Oxford: Oxford University Press. (『UNDP人間開発報告書 1997「貧困と人間開発」』国際協力出版会. 東京)

山森亮 (1997) 「ニード・剥奪・潜在能力—ニード概念とセン＝タウンゼント貧困論争」 (未発表・大阪市立大学修士論文)